

平成 30 年第 8 回庄原市教育委員会 会議録

- 1 日 時 平成 30 年 7 月 20 日（金） 午後 1 時 30 分開会
午後 3 時 47 分閉会
- 2 場 所 庄原市役所 本庁舎 5 階 第 2 委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 牧原 明人
教育委員 末信 丈夫、横山 和明、神本 久美、立花 有佐
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 教育部長 片山祐子
教育部教育総務課長 荘川隆則
教育部教育指導課長 東直美
教育部生涯学習課長 花田譲二
教育部教育総務課総務係長 亀山慎也
教育部教育指導課学事係長 岡崎敏朗
教育部教育指導課指導係長 横山博之
- 6 傍 聴 人 なし
- 7 議事日程 日程第 1 教育長報告
日程第 2 議案第 37 号 庄原市学校適正配置検討委員会設置要綱の廃止について
日程第 3 議案第 38 号 庄原市埋蔵文化センター管理規程の制定について
日程第 4 議案第 39 号 庄原市就学指導委員会委員の委嘱について
日程第 5 議案第 40 号 庄原市学校保健会委員の委嘱について
日程第 6 議案第 41 号 庄原市博物館・資料館運営協議会委員の委嘱について
日程第 7 議案第 42 号 庄原市美術展覧会運営協議会委員の委嘱について
日程第 8 個別報告及び協議事項
①平成 29 年度教育行政施策の方針に基づく実績点検・評価について
②市議会 6 月定例会一般質問の概要（教育委員会関係分）について
③中国四川省綿陽市からの訪問について
④平成 30 年度教育委員会委員行政視察について
その他

| | |
|--------|--|
| 教育長 | <p>— 開会 午後1時30分 —</p> <p>ただいまから平成30年第8回庄原市教育委員会を開会します。会議日程に従いまして進めます。</p> |
| | <p>日程第1 教育長報告</p> |
| 教育長 | <p>日程第1 教育長報告を行います本日は5点報告をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害等の緊急対応について ・学校適正規模・適正配置について ・広島大学附属東雲小学校の視察について ・小学生の陸上記録会について ・教科書採択について <p>次に、教育部長報告をお願いします。</p> |
| 教育部長 | <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨災害の状況について ・学校適正規模・適正配置について |
| 教育長 | <p>各課からの報告についてお願いします。</p> |
| 教育総務課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設・設備の充実について ・遠距離通学児童生徒への支援について ・学校給食の充実について ・高校教育振興事業への支援について ・庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画に基づく取組の推進について ・市議会への対応について ・主な会議・行事等について |
| 教育長 | <p>続いて、教育指導課長をお願いします。</p> |
| 教育指導課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の定着・向上について ・生徒指導対策について ・外国語教育推進について ・読書活動推進について ・児童生徒援助について ・教職員の動向について ・主な会議・行事等について |
| 教育長 | <p>続いて、生涯学習課長をお願いします。</p> |
| 生涯学習課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習・社会教育の充実 ・芸術・文化の推進 ・スポーツの推進 ・各種行事等 |

| | |
|---------------|---|
| | <p>日程第2 議案第37号</p> |
| | <p>「庄原市学校適正配置検討委員会設置要綱の廃止について」</p> |
| <p>教育長</p> | <p>日程第2 議案第37号「庄原市学校適正配置検討委員会設置要綱の廃止について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p> |
| <p>教育総務課長</p> | <p>議案第37号「庄原市学校適正配置検討委員会設置要綱の廃止について」説明を</p> |
| | <p>します。本案は、庄原市立小・中学校の適正な規模及び配置について、調査及び検討を行うために設置をしていました庄原市学校適正配置検討委員会について、平成28年の12月20日の提言書提出により、委員は委嘱の解除をしていましたが、平成29年1月の教育委員会では、庄原市立学校適正規模適正配置基本計画も策定をして、現在この計画の趣旨に基づいて学校適正配置について取り組んでいることから、提案理由にもありますように設置目的が終了したということで、この平成30年7月31日をもって要綱廃止の提案をさせていただいたものです。それでは要綱案についてですが、「庄原市学校適正配置検討委員会設置要綱（平成28年庄原市教育委員会告示第8号）は、廃止する。」としており、附則としまして、「この告示は、平成30年8月1日から施行する。」というもので、実質は平成30年7月31日をもって要綱を廃止するものです。説明は以上です。</p> |
| <p>教育長</p> | <p>本件につきまして何か質疑がございますか。よろしいですか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>（「ありません。」の声あり）</p> |
| <p>教育長</p> | <p>それでは、議案第37号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>（全員挙手）</p> |
| <p>教育長</p> | <p>賛成全員ですので、議案第37号は可決されました。</p> |
| | <p>日程第3 議案第38号</p> |
| | <p>「庄原市埋蔵文化財センター管理規程の制定について」</p> |
| <p>教育長</p> | <p>日程第3 議案第38号「庄原市埋蔵文化財センター管理規程の制定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p> |
| <p>生涯教育課長</p> | <p>議案第38号「庄原市埋蔵文化財センター管理規程の制定について」の提案を次の通り提出します。こちらの提出につきましては、この施設を平成29年度で旧田川小学校を整備し、この埋蔵文化財センターとして位置づけることとして準備を進めているところです。設置要綱を定めたものですが、本来公共施設・社会教育施設等につきましては、設置管理条例等を制定するものですが、この施設につきましては基本的に一般に料金を設定して開放するものではないということで、一部いろいろな講義や学習機会で皆さんに来ていただく部分もありますが、市民に開放するのではなく、管理規程で整理することで進めているものです。こちらを読み上げさせていただいて提案にかえさせていただきますが、そちらの2ページの中段にある、庄原市埋蔵文化財管理規程で第1条は趣旨です。「この規程は、庄原市埋蔵文化財センターの管理に関し、必要な事項を定めるものとする。」ものです。第</p> |

| | |
|---------------------|---|
| <p>教育長 末信委員</p> | <p>2条は業務です。この業務につきましては(1)市内埋蔵文化財の調査研究に関すること。(2)出土文化財等の整理、保存及び収蔵に関すること。(3)出土文化財等の公開及び普及啓発に関すること。(4)その他教育委員会が必要と認める業務。この4つの業務を主に進めていく施設として位置づけています。第3条では、利用申請です。「センターを利用しようとする者は、利用申請書を庄原市教育委員会に提出し、許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。」と示していますが、この許可申請書につきましては、4ページのその様式を第1号として掲載をしています。第2項で「教育委員会は、前項の許可をする時は、必要な条件を付すことができる。」ということ定めています。第4条は遵守事項です。「前条第1項の規程による許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。(1)展示物、工作物若しくは備品を汚損し、又は破壊しないこと。(2)寄付金の募集、物品の販売、広告物の配布、看板等の展示その他これらに類する行為をしないこと。(3)許可を受けずに、土地、建物、工作物、自然物等を占有しないこと。(4)教育委員会の指定する場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。(5)許可を受けずにアルコール類及び楽器類の持込みをしないこと。(6)ごみ又は汚物を指定場所以外に捨てないこと。(7)立入禁止区域に立ち入らないこと。(8)指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は止め置かないこと。(9)他人に危害を加え、又は迷惑となる行為をしないこと。(10)前各号に掲げるもののほか、教育委員会が指示する事項の規程を設けているものです。第2項で、「教育委員会は、利用者が前項の規程に違反したときは、当該者に対して退館を命ずるなど必要な措置をとることができる。」と規程しています。第5条で弁償の義務です。「故意若しくは重大な過失により若しくは前条第1項の規程に違反して、センターの施設、設備、資料等を滅失し、き損し、若しくは汚損した者は、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。」という規程です。第6条資料等の特別閲覧です。「教育委員会は、別に定めるところによりセンターの資料等の写真撮影、模写、研究その他の目的で利用(以下『特別閲覧』という)させることができる。」この2項で、「特別閲覧は、無料とする。」です。第7条その他の規程ですが、「この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。」というものです。附則につきましては、「この訓令は、平成30年8月1日から施行する。」というものです。一般市民の方が利用される時の主な部分で言いますと、例えば子供たちが学校の校外学習の中で、土器の作成や体験活動・埋蔵文化財の出前講座であるとかそういったものとする講座、またそれぞれの団体がここでいろいろな活動をしたいという場合に、それぞれ研究室や講座室等を貸し出しすることが可能であり、もちろん料金については発生いたしません。以上でございます。よろしくお願ひします。</p> <p>本件につきまして何か質疑がございますか。</p> <p>利用者が守らなくてはいけない、あるいは禁止事項が大変丁寧に書いてありますが、そこで体験学習なり学習する以外で、可能性がある利用というのはどんなも</p> |
|---------------------|---|

| | |
|---|---|
| 生涯学習課長 | <p>のがありますか。売る等、禁止してあるようなことが。</p> <p>基本的にはあまり想定はしていないのですが、例えば自治会で少し相互の学習で自分の歴史を研究してみたいのでそこを使わせてほしいが、それについては職員がいくものではなく任意でやらせてほしいとか。埋蔵文化財の書物や報告書などの書籍等が全部置いてありますので、それを見せてほしいと個人が来られたりする場合があります。こちらが主催する以外に想定されるとすれば、そういうものもあり得ると考えています。</p> |
| 教育長 委員 教育長 委員 教育長 | <p>その他どうでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(「はい。」の声あり)</p> <p>議案第 38 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。(全員挙手)</p> <p>賛成全員ですので、議案第 38 号は可決されました。</p> |
| <p>日程第 4 議案第 39 号 (非公開)</p> <p>「庄原市就学指導委員会委員の委嘱について」</p> | |
| <p>日程第 5 議案第 40 号 (非公開)</p> <p>「庄原市学校保健会委員の委嘱について」</p> | |
| <p>日程第 6 議案第 41 号 (非公開)</p> <p>「庄原市博物館・資料館運営協議会委員の委嘱について」</p> | |
| <p>日程第 7 議案第 42 号 (非公開)</p> <p>「庄原市美術展覧会運営協議会委員の委嘱について」</p> | |
| <p>日程第 8 個別報告及び協議事項</p> | |
| 教育長 教育総務課長 教育指導課長 教育総務係長 | <p>続いて日程第 8 個別報告及び協議事項です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度教育行政施策の方針に基づく実績点検・評価について ・市議会 6 月定例会の一般質問の概要（教育委員会関係分）について ・中国綿陽市青少年訪問団の訪問について ・平成 30 年度教育委員会委員行政視察について |
| 教育長 | <p>以上で平成 30 年第 8 回教育委員会を閉会致します。</p> <p>— 閉会 午後 3 時 47 分 —</p> |